

第三者（主に債権者）による住民票の写し等の交付請求

申出に必要なもの

■住民票の写し等の交付請求書

■契約書等の債権債務関係のわかる書類

- ・契約書の写しの提出ができない場合は、契約関係を記載した疎明資料に契約書の写しを提出できない理由と契約関係があることに相違ない旨を記載し、社印の押印が必要です。
- ・契約時以降社名変更、債権譲渡等がある場合は証明できる書類が必要です。

■代表者からの請求の場合

- ・代表者の資格証明書（代表者事項証明書、登記簿等の写し）
- ・本人確認書類（運転免許証、健康保険証等）・・・窓口での請求の場合は原本を提示、郵送請求の場合は写しを提出。

■代表者以外の社員からの請求の場合

- ・社員証または代表者の作成した社印の押印のある委任状
- ・請求担当者の本人確認書類（運転免許証、健康保険証等の写し）・・・窓口での請求の場合は原本を提示、郵送請求の場合は写しを提出。

■誓約文

- ・目的以外には使用しない旨を記載した書類

■送付先確認書類

社員証等に記載のある会社所在地以外からの請求の場合は所在地の確認できる書類。

- ・支店登記されている場合は、登記簿謄本の写し
- ・支店登記されていない場合は、登記簿謄本または代表者事項証明書の写しと送付先住所の記載されたパンフレットやホームページの写し

■返信用の封筒

返送先の住所・名称を記入の上、切手を貼って下さい。

※住民票を交付できるかどうかは申請書類等を審査した上で判断させていただきます。書類の追加依頼をする場合もございますのでご了承ください。